

平成 28 年 3 月 25 日
商 工 中 金

**「グローバルニッチトップ支援貸付制度」適用
東南アジア市場のシェア獲得を目指してインドネシアに進出する
農業機械部品製造の有限会社松村鉄工所を金融面からサポート**

商工中金は、政府の「日本再興戦略」に沿って、特定分野に優れた中小企業等の海外進出を、民間金融機関と協調して後押ししていくため、平成 26 年 4 月に「グローバルニッチトップ支援貸付制度」を創設しています。

商工中金（高知支店）は、同制度を活用し、**有限会社松村鉄工所**（本社：高知県南国市、代表者：松村 武氏）に対し、地域金融機関と協調して、インドネシア現地法人を設立するために必要な資金 1 億円を融資しました。

有限会社松村鉄工所は、主にコンバインなどの農業機械に使用される刈取部品や脱穀部品および台座シャーシ部品等を製造しています。独自に改良した自動化生産システムにより、高効率な生産体制を構築しており、特に、駆動軸の長い丸棒・シャフト両端の高品質加工や大型ローリング鍛造品の外形の歯切り加工に独特の技術があり、その加工部品は国内で高いシェアを獲得しています。

今回、同社は、経済成長が続く東南アジアの需要を取り込むため、**板野機工株式会社**（本社：岡山県岡山市、代表者：板野 雅光氏）とインドネシアに合弁会社を設立し、歩行型コンバイン部品の製造工場を建設することを決定しました。今後は、インドネシア拠点を活用して、インドネシアやタイ、ベトナム等の東南アジアの農業国向け農業機械に部品を積極供給して、東南アジア市場のシェア獲得を目指します。商工中金は、こうした同社の海外事業計画を高く評価し、地域金融機関と協調して、必要資金を融資しました。

これからも商工中金は、国内外の 104 店舗に設置している「中小企業海外展開サポートデスク」を通じて、資金面のみならず各種ソリューション・情報提供等を行い、対象企業の戦略的な海外事業展開を支援してまいります。

【有限会社松村鉄工所の概要】

| | | | |
|-----|----------------|------|-----------------------|
| 所在地 | 高知県南国市 1238-11 | 資本金 | 5 百万円 |
| 代表者 | 松村 武 | 従業員数 | 110 名 (平成 28 年 3 月現在) |
| 業種 | 農機具部品製造業 | 設立 | 昭和 39 年 4 月 |

【インドネシア現地法人 (PT. MATSUMURA ITANO INDONESIA) の概要】

| | | | |
|-----|----------|-----|---------------|
| 代表者 | 松村 武 | 資本金 | 2 億円 |
| 業種 | 農機具部品製造業 | 設立 | 平成 28 年 4 月予定 |

【参考：グローバルニッチトップ支援貸付制度の概要】

○制度趣旨

日本の産業競争力の強化を目的に、特定分野に優れ世界で存在感を示す中小企業等に対し、海外進出する際に必要な長期資金を供給する、国の産業投資貸付を利用した商工中金独自の融資制度。

○貸付対象者

自社製品・サービスのグローバルシェア拡大を目指し、海外拠点の設立又は拡大並びに海外向け販路拡大等を行う事業計画（商工中金が適当と認めたものに限る。以下、海外事業計画という。）を有する者で、(1)、(2)のいずれか、かつ(3)(4)の要件を満たす者。

- (1) 今後 3 年間の海外事業計画が作成され、かつ、直近の事業年度における海外向け売上高比率が 10%以上であり、当該海外事業計画期間中の海外向け売上高が 5%以上増加していること。
- (2) 今後 3 年間の海外事業計画が作成され、当該海外事業計画期間中の海外向け売上高比率が 5 ポイント以上増加していること。なお、商工中金が認めた場合は、5 年間で達成する海外事業計画の作成も可とする。
- (3) 自社製品・サービスについて、日本国内において一定のシェアを確保していること又は高い技術力・商品力を有していること。
- (4) 日本国内において事業活動拠点（本社）が存続すること。

○資金使途

- (1) 海外現地法人に対する出資金
- (2) 海外現地法人の事業運営に必要な設備の新增設、更新、改良、補修及び無形固定資産の取得等のための設備資金又は海外現地法人の事業運営に必要な運転資金の転貸（親子ローン）
- (3) 自社製品の海外販売を増加させるための設備資金
- (4) 自社製品の海外販売を増加させるための研究開発費

○貸付条件

| | |
|------|----------------------------|
| 貸出形式 | 証書貸付 |
| 限度額 | 5 億円 |
| 償還方法 | 期限一時返済 |
| 利率 | 成功の場合は当金庫所定の利率、不成功の場合 0.6% |
| 貸付期間 | 原則 10 年 |

○利率（成功判定）

利率は、事業の成否に応じた変動金利とする。

現地法人の直近決算（現地法人への出資金・親子ローンの場合）又は債務者の直近決算（国内法人への設備資金、研究開発資金の場合）の経常損益が赤字の場合は 0.6%、黒字の場合は当金庫所定の利率とする。なお、黒字の場合であっても、海外事業計画期間中（上記貸付対象者（1）の場合は 3 年、同対象者（2）は 3～5 年）、海外向け売上高実績が当該海外事業計画の 80%未満の場合は 0.6%とする。